

(別紙)

シークスグループ 人権課題への対応

シークスは、事業活動において尊重すべき人権課題を以下のとおり定め、適用される法令および国際的に認められた人権に関する基準を踏まえ、適切に対応します。

1. 強制労働の禁止

- (1) いかなる形態の強制労働、債務労働、人身取引および現代奴隷制も認めません。
- (2) 暴力、脅迫、拘束、威圧、身分証明書の不当な没収、借金その他の不適切な手段により労働を強制する行為を行いません。
- (3) 労働者の自由な移動および雇用関係を終了する権利を尊重します。

2. 労働の自由と公平な雇用慣行

- (1) 採用活動において、労働者が就労の機会を得るために、採用仲介手数料、斡旋料、紹介料、渡航費、査証取得費用、保証金その他これらに類する費用を、本人が直接的または間接的に負担することを認めません。
- (2) 労働契約の内容は、労働者の母国語または理解できる言語で提示します。
- (3) 公的機関が発行した本人確認書類や渡航・就労に関する書類について、その原本の提出や預託を求めず、手続上必要な場合においても、速やかに本人へ返却します。

3. 児童労働の禁止と若年労働者への配慮

- (1) 事業活動において児童に労働をさせることを一切認めません。ここでいう児童とは、満15歳、義務教育を終了する年齢、または所在国の最低就業年齢のうち、いずれか最も高い年齢に満たない者を指します。
- (2) 18歳未満の労働者については、夜間労働を含め、健康または安全が危険にさらされるおそれのある業務に従事させません。
- (3) 児童労働の防止のため、雇用契約の締結に際し、公的機関が発行した書類等により年齢を適切に確認します。

4. 差別の禁止と多様性の推進

- (1) 採用、配置、昇進、報酬、研修、懲戒、解雇その他あらゆる雇用機会において、人種、肌の色、性別、年齢、国籍、民族、宗教、信条、障がい、病歴、性的指向、性自認、政治的意見、社会的地位その他の事由を理由とする差別を行いません。
- (2) 従業員一人ひとりの個性と多様性を尊重し、誰もが能力を最大限に発揮できる、公平で包摂的な職場環境の実現を目指します。

5. ハラスメントの禁止と尊厳ある職場環境

- (1) 職場におけるあらゆる形態のハラスメントを認めません。性的なもの、権力や地位を利用したもの、精神的または身体的なもの、ならびにインターネットやデジタル環境を通じて行われるものを含め、個人の尊厳を傷つける一切の行為を禁止します。
- (2) すべての従業員が互いを尊重し、尊厳をもって働くことができる職場環境の維持・向上に努めます。

6. 安全で健康的な労働環境の提供

- (1) 適用される労働安全衛生に関する法令を遵守するとともに、従業員が安全かつ健康的に働くことができるよう、職場環境の整備に継続的に取り組みます。
- (2) 危険源の特定、リスク評価、適切な予防措置の実施、安全衛生教育の徹底等を通じて、労働災害および職業性疾病の発生防止に努め、従業員の心身の健康維持および増進に資する取り組みを推進します。

7. 結社の自由と団体交渉権の尊重

- (1) 適用される法令に基づき、労働組合を結成し、加入し、または加入しないことを選択する権利ならびに団体交渉を行う権利を尊重します。
- (2) 労働組合への加入や団体交渉への参加を理由とした差別、報復その他の不利益な取扱いを行いません。
- (3) 労働組合がない場合であっても、従業員との適切なコミュニケーションを通じて、労働条件や職場環境に関する意見交換を行い、建設的な労使関係の維持に努めます。

8. 適正な賃金と労働時間

- (1) シークスは、最低賃金を含む適用される法令を遵守するとともに、生活賃金の実現に向けて努力します。
- (2) 労働時間に関する法令を遵守し、過度な長時間労働の防止に努めます。
- (3) 法定時間外労働については、適正な割増賃金を支払います。

9. プライバシーの保護とデータセキュリティ

- (1) 従業員、顧客、サプライヤーその他のビジネスパートナーを含むすべての個人のプライバシー権を尊重します。
- (2) 個人情報については、個人情報保護に関する法令および社内規程を遵守し、適切な収集、利用、管理および保護を行います。
- (3) 必要なデータセキュリティ対策を講じ、情報の安全管理に努めます。

10. 地域社会の人権と環境・社会への配慮

- (1) 事業活動が地域社会に与える影響を認識し、住民の生活、文化、環境および財産に関わる

人権を尊重します。

- (2) 土地および自然資源に関する権利（法的権利および慣習的権利を含む）を尊重し、強制的な立ち退きや土地収奪に加担しません。また、先住民族および地域住民に影響を与える場合には、自由意思による、事前の、十分な情報に基づく同意（FPIC）を尊重します。
- (3) 水資源や生物多様性の保全に配慮するとともに、地域社会との対話を通じて負の影響の回避・最小化に努めます。さらに、苦情処理メカニズムの整備を通じて適切な救済へのアクセス確保に取り組みます。
- (4) 環境汚染の防止と資源の有効活用により環境負荷の低減を図り、地域社会の持続可能な発展に貢献します。

制定日：2026 年 7 月 23 日